

第三一回

参第一二号

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（案）

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 事業団は、前項に規定する業務のほか、通商産業大臣の指示に従い、石炭の買取、保管及び売渡の業務を行う。
- 3 事業団は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務に支障を生じない範囲内において、石炭のガス化の研究の促進に関する業務を行うことができる。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第二十八条の二 事業団は、第二十五条第二項の規定による石炭の買取、保管及び売渡の業務については、政令の定めるところにより、毎事業年度、他の業務と会計を区分して経理しなければならない。

第三十六条第一項を次のように改める。

採掘権者又は租鉱権者は、第二十五条第一項の業務に必要な費用にあてるための納付金をこの法律の施行の日から六年間、また、同条第二項の業務に必要な費用にあてるための納付金を石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第号）の施行の日から昭和四十二年三月三十一日までの間、毎年事業団に納付しなければならない。

第三十六条第二項中「納付金の額は、」を「各納付金の額は、それぞれ」に改め、同条第三項中「についての納付金」を「が納付すべき第二十五条第一項の業務に必要な費用にあてるための納付金」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に、「同項に規定する者についての納付金」を「これらの項に規定する納付金」に改め、同項、同条第五項及び第六項をそれぞれ同条第五項、第六項及び第七項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 前項に規定する者が納付すべき第二十五条第二項の業務に必要な費用にあてるための納付金の額は、この法律の施行の日から六年を経過した後においては、第二項の規定にかかわらず、前項の規定の例により算定した額とする。

第三十七条を次のように改める。

（資金の借入）

第三十七条 国は、事業団が第二十五条第二項に規定する石炭の買取及び保管の費用にあてるため、資金運用部資金から九十億円を限度として、事業団に対し貸し付けるものとする。

- 2 事業団は、前項の規定により貸付を受けたときは、償還の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
- 4 事業団は、第一項の場合を除き、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第五十三条第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団、鉱業権者若しくは租鉱権者の事務所、倉庫若しくは事業場に立ち入り、事業団の帳簿書類その他の物件若しくは第六十二条の二第四項の規定により保管する石炭の保管状況を検査させることができる。

第六十二条の次に次の一条を加える。

(事業団の石炭買取に関する指示等)

第六十二条の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定による指示に基く生産数量の制限に係る共同行為のみをもつてしては同項に規定する事態を克服することが困難であると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、同項の規定による指示をするとともに、石炭鉱業審議会の意見をきいて、事業団に対し、鉱業権者又は租鉱権者からその生産した石炭を買い取るべき旨の指示をすることができる。

- 2 通商産業大臣は、前項の場合において、事業団が資金運用部資金から貸付を受けることが必要であると認めるときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。
- 3 事業団は、第一項の規定による指示を受けたときは、その指示に従つて石炭を買い取らなければならない。
- 4 事業団は、前項の規定により買い取つた石炭を通商産業大臣の指示に従つて保管しなければならない。
- 5 事業団は、通商産業大臣が石炭鉱業審議会の意見をきいてする指示によるのでなければ、前項の規定により保管する石炭を売り渡してはならない。
- 6 第一項及び前項の規定による指示は、買取又は売渡の時期及び石炭の種類、数量、価格その他必要な事項を定めて行う。

第六十三条第一項中「前条」を「第六十二条」に、「のみをもつてしては」を「及び前条第一項の規定に基く石炭の買取をもつてしても」に、「同項に」を「第六十二条第一項に」に、「同項の」を「これらの」に改める。

第六十四条の見出しを「(共同行為等の要件)」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「内容は、次の各号に」を「内容又は第六十二条の二第一項の指示の内容は次の各号に、また、同条第五項の指示の内容は第二号に」に改める。

第六十五条中「第一項又は」を「第一項若しくは」に、「内容が前条第二項各号に」を「内容又は第六十二条の二第一項の指示の内容が前条第二項各号に、また、第六十二条の

二第五項の指示の内容が前条第二項第二号に」に改める。

第八十九条第二号中「第二十五条第一項」を「第二十五条第一項から第三項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(資金運用部資金法の一部改正)

2 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 石炭鉱業整備事業団に対する貸付

理 由

石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭鉱業整備事業団に対し、過剰貯炭の買取等を行わせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。